

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税: 義)(国税1) (法人住民税、法人事業税: 義)(自動連動)(地方税2)
		② 上記以外の税目	(所得税: 外、個人住民税: 外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税 (ア～ウは選択制)</p> <p>ア 所得控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定法人の所得 × 40% × 経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入 (法人設立後 10 年間) <p>イ 投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 <ul style="list-style-type: none"> ・500 万円を超える建物及びその附属設備 8 %、 50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15 % ・法人税額の 20 %が上限額、繰越 4 年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却 (法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500 万円を超える建物及びその附属設備 25 %、 50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50 % ・取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジェル税制 (所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者 (= 指定会社) へ投資を行った個人に対する租税特別措置 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 指定会社へ投資した年 (a と b は選択制) <ul style="list-style-type: none"> a. 「投資額 - 2,000 円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算 (繰越 3 年) <p>(2) 地方税</p>

		<p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）
		<p>《要望の内容》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく経済金融特別地区における課税の特例について、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第26条 ・租税特別措置法 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、第42条の9、第45条、第60条 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条 ・租税特別措置法施行規則 第18条の15、第18条の15の2、第20条の4、第20条の16、第21条の17の2 ・地方税法 第6条
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和6年8月</p> <p>分析対象期間: 令和2年度～令和8年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成29年度 ・2年間延長 ○平成31年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・3年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和7年度～8年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024について(令和6年6月 21 日閣議決定)</p> <p>強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。</p> <p>(参考)</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区</p> <p>(経済金融活性化特別地区の指定)</p> <p>第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定)</p> <p>第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業(次項及び第五十七条の二第一項において「特定経済金融活性化事業」という。)を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有すること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(令和4年 5 月 10 日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要</p>
--	--	--	---

である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。

また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。

III 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(1)観光・リゾート産業

沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。

あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。

(2)情報通信関連産業

情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。

このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。

(5)金融業

金融業は、リスクマネーの供給機能に加え、コンサルティング機能を発揮し、情報通信等の関連産業や大学等とも連携しつつ、支援先の業務の高付加価値化及びそのための人材育成を図り、沖縄の産業発展やスタートアップの創出を目指す。

			<p>(6) 農林水産業</p> <p>沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を活かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)等を抱える離島地域の基幹産業として雇用の創出や移住・定住条件の確保に寄与しており、地域振興や国土の保全にも大きく貢献している。</p> <p>他方で、台風等の災害や病害虫被害に見られる自然的不利性や、流通の高コスト構造等の地理的不利性も抱えている。こうした不利性を克服し、沖縄の優位性と地域の特色を活かした持続可能で競争力のある農林水産業を振興するとともに、多面的機能を活かした農山漁村の振興を図ることが重要である。</p> <p>このため、質の向上を通じた「稼げる農林水産業」を実現できるよう、おきなわブランドの確立や顧客本位の高収益作物への転換、新たな技術等の導入、優良農地の確保、生産性向上に資する基盤整備、観光など他産業との連携強化や6次産業化を図るとともに、流通システムの改善を始めとした流通条件の不利性の解消や、県外・国外の新たな需要開拓を進め、これらの取組を通じて農林水産業の産出額や農林漁業者の所得の向上を目指す。また、農林水産業の従事者は高齢化等を背景に減少傾向にあり、幅広い層の農林水産業への参画を推進し、農林漁業者の育成・確保を図る。さらに、沖縄周辺海域の漁場で漁業者が安全・安心に水産業を営むことができるよう、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p>
			<p>9 北部及び離島の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 北部振興</p> <p>北部地域は、世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を始めとする様々な強みが存在する一方、過疎化が進む地域が多く、山がちな地形も相まって、産業用地を始め、広大な一団の土地の確保が難しいなどの不利性を有しており、住民の方々が安心・安全に生活できる環境を整備し、地域の持続可能性の維持・向上を図ることが重要である。</p> <p>このため、地域の個性や魅力を活かした着地型観光の推進、特色ある資源を活かした特産品の開発・販路拡大、農商工連携の推進等を通じて、北部地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出を図る。また、交通の維持・確保や魅力ある生活環境の整備、ICTも活用した教育・医療・福祉における住民サービスの向上等を通じ、移住・定住条件の整備を図るとともに、持続可能な北部地域の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指す。</p> <p>IV 沖縄振興の推進に関する事項</p> <p>1 沖縄振興を推進するための措置(政策ツール)</p> <p>(4) 税制上の特例措置</p> <p>沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改革が行われた。</p> <p>今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。</p>

			また、沖縄における酒税の軽減措置が段階的に廃止されることに鑑み、沖縄の酒類製造業の円滑な自立に向け、酒造事業者の創意工夫を後押ししていく。
	② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標①: 経済金融活性化産業の集積 測定指標①: 制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業增加数 目標値①: 令和8年度までに18社</p> <p>達成目標②: 設備投資を行った企業の付加価値額の増加 測定指標②: 制度を活用した企業の付加価値額の増加率 目標値②: 令和8年度までに2.25%</p> <p>達成目標③: 事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③: 制度(エンジエル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③: 令和8年度までに2件</p> <p>なお、測定指標・目標値①及び②は、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたが、 ①について、以下の場合、同地区からの撤退企業数が考慮されないため、産業の集積をより正確に測定する観点から撤退企業数も考慮した立地企業の増加数を指標とする。 ②について、以下の場合、設備投資に起因する付加価値の増加額を測定することが難しく、また、本制度が適用された企業の規模によって当該年度の付加価値額のバラつきが大きくなることから、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の延長要望に併せて制度を活用した企業の付加価値額の増加率を測定指標・目標値とする見直しを行う。 なお、後掲の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。</p> <p>達成目標①: 経済金融活性化産業の集積 測定指標①: 制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数 目標値①: 令和5年度までに22社 達成目標②: 設備投資による付加価値額の増加 測定指標②: 制度を活用した設備投資による付加価値の増加額 目標値②: 令和5年度までに440万円</p>
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標実現により経済金融活性化産業が集積し、かつ立地企業の企業活動が活発になることで、北部圏域の拠点都市である名護市への金融関連産業と実際経済の基盤となる産業の集積が進み経済金融が活性化し、周辺市町村を含む北部圏域の産業の振興や県土の均衡あ

				る発展に寄与するものである。																																																											
10	有効性等	1 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr> <td>特別償却 (法人)</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>7</td><td>6</td><td>10</td><td>6</td><td>8</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>5</td><td>6</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td></tr> </tbody> </table> <p>※国税について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※令和5年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査による実績。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、沖縄県調べによる実績。</p> <p>2. 将来の適用件数見込 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>特別償却 (法人)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>※各件数見込は過去の実績から適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。</p>	項目	R1	R2	R3	R4	R5	所得控除	2	2	3	2	3	投資税額控除	4	3	4	4	4	特別償却 (法人)	1	1	3	0	1	法人住民税	7	6	10	6	8	事業税	5	6	2	5	4	項目	R6	R7	R8	所得控除	4	4	4	投資税額控除	3	3	3	特別償却 (法人)	1	1	1	法人住民税	7	7	7	事業税	3	3	3
項目	R1	R2	R3	R4	R5																																																										
所得控除	2	2	3	2	3																																																										
投資税額控除	4	3	4	4	4																																																										
特別償却 (法人)	1	1	3	0	1																																																										
法人住民税	7	6	10	6	8																																																										
事業税	5	6	2	5	4																																																										
項目	R6	R7	R8																																																												
所得控除	4	4	4																																																												
投資税額控除	3	3	3																																																												
特別償却 (法人)	1	1	1																																																												
法人住民税	7	7	7																																																												
事業税	3	3	3																																																												
		② 適用額	<p>1. 過去 5 年間の適用額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>33</td><td>27</td><td>106</td><td>88</td><td>42</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>102</td><td>28</td><td>18</td><td>20</td><td>51</td></tr> <tr> <td>特別償却 (法人)</td><td>3</td><td>94</td><td>24</td><td>0</td><td>47</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>14</td><td>5</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>3</td><td>11</td><td>11</td><td>8</td><td>17</td></tr> </tbody> </table> <p>※国税について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、令和元年度から令和 4 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。算定根拠は別紙「参考(法人住民税と事業税)」参照。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※令和 5 年度の国税・地方税の適用状況については、沖縄県調べによる実績。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 令和 7 年度から令和 8 年度までは、平年度で所得控除 84 百万円、投</p>	項目	R1	R2	R3	R4	R5	所得控除	33	27	106	88	42	投資税額控除	102	28	18	20	51	特別償却 (法人)	3	94	24	0	47	法人住民税	14	5	3	3	5	事業税	3	11	11	8	17																								
項目	R1	R2	R3	R4	R5																																																										
所得控除	33	27	106	88	42																																																										
投資税額控除	102	28	18	20	51																																																										
特別償却 (法人)	3	94	24	0	47																																																										
法人住民税	14	5	3	3	5																																																										
事業税	3	11	11	8	17																																																										

			資税額控除 45 百万円、特別償却 47 百万円程度の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)					
③	減収額	1. 過去 5 年間の減収額（単位：百万円）						
年度 項目	R1	R2	R3	R4	R5			
所得控除	8	6	25	20	10			
投資税額控除	102	28	18	20	51			
特別償却	1	22	6	0	11			
法人	所得控除	1	1	2	1	1		
住民	投資税額控除	13	2	1	1	4		
税	特別償却	0	2	0	0	1		
事業	所得控除	3	2	9	8	1		
税	特別償却	0	8	2	0	1		
	合計	128	71	63	50	80		
※国税について、令和元年度から令和4年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における活用実績に基づいて算定。								
※令和5年度の国税の減収状況については、推計値（別紙参照）。								
※地方税について、令和元年度から令和4年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。								
※令和5年度の地方税の減収状況については、推計値（別紙参照）。								
2. 今後の減収額見込み								
年度 項目	R6	R7	R8					
所得控除	19	19	19					
投資税額控除	45	45	45					
特別償却	11	11	11					
法人	所得控除	1	1	1				
住民	投資税額控除	3	3	3				
税	特別償却	1	1	1				
事業	所得控除	5	5	5				
税	特別償却	3	3	3				
	合計	88	88	88				
※算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。								
※法人住民税は、国税の当該年度の減収額に税率 7%を乗じた額。								
※事業税は、所得控除と特別償却の当該年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額。								

		<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 50 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,218 人へ増加し、事業認定が 9 件、投資税額控除が 28 件となり、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。</p> <p>令和 6 年度は保険業に関する企業が 2 社、初めて名護市で新規設立・開業している。うち 1 社は事業認定を行っており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。</p> <p>今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積によるさらなる経済金融の活性化を図る必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の達成状況</p> <p>達成目標①: 経済金融活性化産業の集積</p> <p>測定指標①: 制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数</p> <p>目標値①: 令和 5 年度までに 22 社</p> <p>達成状況: 達成(計 79 社)</p> <ul style="list-style-type: none"> 12 社(令和 5 年度) 53 社(令和 4 年度) 14 社(令和 3 年度) <p>※算定根拠は、沖縄県調べによる実績。</p> <p>達成目標②: 設備投資による付加価値額の増加</p> <p>測定指標②: 制度を活用した設備投資による付加価値の増加額</p> <p>目標値②: 令和 5 年度までに 440 万円</p> <p>達成状況: 達成(計 329,897 万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 115,582 万円(令和 5 年度) 214,315 万円(令和 4 年度) 一円(令和 3 年度) <p>※経済センサスにおける純付加価値額の計算式(金融・保険業以外: 売上金額 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課、金融・保険業: 経常収益 - 経常費用 + 給与総額 + 租税公課)により沖縄県調べの実績を元に集計。</p> <p>※令和 3 年度については、投資税額控除に係る措置計画の認定制度導入前であるため、各事業者の付加価値の増加額を把握できず「-」としている。</p> <p>達成目標③: 事業拡大・新たな事業展開等の促進</p> <p>測定指標③: 制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数</p> <p>目標値③: 令和 5 年度までに 4 件</p> <p>達成状況: 未達成(計 0 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 件(令和 5 年度) 0 件(令和 4 年度) 0 件(令和 3 年度) <p>※算定根拠は、沖縄県調べによる実績。</p>
--	--	--

3. 達成目標に対する将来の効果

(達成目標①)

制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数

	R6	R7	R8
立地企業数	299	308	317

(達成目標②)

制度を活用した企業の付加価値額の増加率

	R6	R7	R8
付加価値額増加率	0	1.5	2.25

(達成目標③)

制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数

	R6	R7	R8
開拓件数	0	0	2

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度における本制度の活用企業数は8社、活用企業による雇用者数も148人と指標には届かないものの着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。

1. 測定指標

令和8年度までに

進出後に本税制を活用した企業数 9社

本税制を活用した企業による雇用者数 313人

実績・見込み:

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
活用企業数 (指標)	22	11	14	8	7	9
活用企業数 (実績)	10	6	8	—	—	—
雇用者数 (指標)	280	342	435	203	258	313
雇用者数 (実績)	—	93	148	—	—	—

※活用企業数・雇用者数(指標)は、R3～R5は令和3年度に、R6～R8は令和6年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※R3,4年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。

※雇用者数(実績)は沖縄県調査。

			<p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて1人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び名護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。</p> <p>これら取組みによって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。</p> <p>しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくることが懸念される。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>3. 適用実績が僅少な理由</p> <p>本制度は対象地域である名護市のみに適用される特別措置であり、他の税制に比して対象事業者数が少ないと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。</p> <p>一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図っていきたい。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み</p> <p>平成29年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、税理士を配置した相談対応や事業説明会等の実施による制度活用企業の利便性向上を図っているところである。</p> <p>令和2年度からは、新たに作成した各種チラシや広告にQRコードを掲載し、利用者の利便性の向上を図るとともに、どのQRコードからアクセスしたかを追加することでホームページへの流入経路のアクセス解析を行っている。平成30年度から実施している名護市での出張相談窓口も引き続き実施し、北部地域の企業に対する周知等を図っている。</p> <p>また、名護市においては進出後の企業に対し、必要に応じて、今後の制度の活用見込みについて企業アンケートやヒアリングを行い、制度の活用を促進している。新たな取組として令和5年度には、名護市内のスタートアップによる実証実験を支援する事業を開始している。</p> <p>加えて、令和6年度には大規模な損害保険会社を誘致しており、今後も増加していくと考えられる。</p> <p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融拠点の形成推進に寄与している。具体的に</p>

			<p>は、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、平均 121 名の雇用が生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内的総生産を令和 6 年度で約 8.7 億円、今後 2 年間(R7～R8)で約 17 億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数：121 人 ・沖縄県の労働生産性：7,202,589 円 →県内総生産の押し上げ効果：約 8.7 億円 <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(特区内総生/特区内就業者数) (「令和 2 年度市町村民経済計算」(沖縄県企画部)より試算)</p> <p>・今後 3 年間の経済効果 $121 \text{ 人} \times 7,202,589 \text{ 円} \times 2 \text{ 年} = \text{約 } 17 \text{ 億円}$</p> <p>これらを踏まえると、本制度は税収減を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るために、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。</p> <p>また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 3 年 8 月 (R3 内閣 05)